

平成27年9月28日

Uターン創業!新潟市初となるクラフトビール製造会社を支援!

~日本公庫が沼垂ビール株式会社に設備資金500万円を融資実行しました~

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)の新潟支店国民生活事業は、このたび、沼垂ビール株式会社(本社:新潟市中央区、代表者:高野善松)に「女性、若者/シニア起業資金」(参考1)と「創業支援貸付利率特例制度」(参考2)を適用し、設備資金として500万円の融資を実施しました。

<融資先の概要>

法人	名	沼垂ビール株式会社	代表	者	高野 善松
住	所	新潟市中央区沼垂東2丁目9-5	業	種	クラフトビール製造・販売

事業計画の概要等

(Uターン創業のきっかけ)

・東京都練馬区在住の代表者が、60歳を迎えて、地元の新潟市に戻り地域の活性化を目指そうと地域密着型のクラフトビール事業を開始しました。

(新潟市初となるクラフトビール会社設立)

- ・当社は、平成 27 年 2 月、新潟市初となる「酵母入り芳醇なクラフトビール」を製造・販売する事業を開始するため法人設立しました。
- ・新潟駅から近い商店街の中に醸造所があり、ビールは沼垂近隣の飲食店やイベント時のみに提供する(瓶や缶での販売はしない)点が新潟市初となります。
- ・これは、「発酵の町 沼垂」をアピールするため、まちおこしとしての地域密着型クラフトビール 事業を立ち上げ、「美味しいビールを飲んでみたい、洒落た雰囲気、ちょっとリッチな気分を味わ いたい」といった方向けに手作りのクラフトビールを提供したいという強い思いがあるからです。

(沼垂ビール)



・現在、沼垂地区では、「居酒屋RICO」と「大佐渡たむら」の 2店舗で、「沼垂ビール」を味わうことができます。

(HP:http://www.nuttaribeer.co.jp)

(今後について)

・今後は、「沼垂ビール」を通じて、観光スポットとしての沼垂の魅力を高められるよう商店街の活性化に貢献したいと考えています。

(参考1)「女性・若者/シニア起業家資金」の概要

女性・若者/シニア起業家資金 概要

ご利用 いただける方 対金の お使いみち 新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする資金 一で記済期間 一で返済期間 「で返済期間 「で変済期間 「で変済のであって、新たに事業を始める方や事業開始後に必要とする資金 「で変済ののであるため、または事業開始後に必要とする資金 「で変済期間 2 年以内」 「でのであって、新たに事業を始める方であって、新たに事業を始める方である。 「でのであっため、または事業開始後に必要とする資金 「で変済ののでは、である方間であって、新たに事業を明まる資金 「であるとは、「おり、「である。」に取り、「では、「は、「では、「は、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「			
お使いみち			
 ご返済期間 設備資金: 15年以内(特に必要な場合 20年以内)[うち据置期間 2年以内] 運転資金: 5年以内(特に必要な場合 7年以内)[うち据置期間 1年以内] 設備資金(土地取得資金):基準利率 運転資金および設備資金(土地取得資金を除く): 特別利率A、特別利率C(注)(注)「技術・ノウハウ等に新規性がみられる方」に限ります。なお、「技術・ノウハウ等に新規性がみられる方」とは、下記の方などがあげられます・特許権、商標権などの知的財産権を利用して事業を行う方・国などから技術開発にかかる補助金の交付決定を受けて事業を行う方・研究開発者 2人以上かつ常勤の役員および従業員の 10%以上を占める方(法人設立後 2年未満の株式会社に限る)・試験研究費等が、売上高の5%超を占める方(法人設立後、5年以上10年未満の株式会社に限る) 		新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする資金	
 運転資金: 5年以内(特に必要な場合7年以内) [うち据置期間1年以内] 設備資金(土地取得資金):基準利率 運転資金および設備資金(土地取得資金を除く): 特別利率A、特別利率C(注) (注)「技術・ノウハウ等に新規性がみられる方」に限ります。なお、「技術・ノウハウ等に新規性がみられる方」とは、下記の方などがあげられます ・特許権、商標権などの知的財産権を利用して事業を行う方 ・国などから技術開発にかかる補助金の交付決定を受けて事業を行う方 ・研究開発者2人以上かつ常勤の役員および従業員の10%以上を占める方(法人設立後2年未満の株式会社に限る) ・試験研究費等が、売上高の5%超を占める方(法人設立後、5年以上10年未満の株式会社に限る) 	ご融資額	7, 200 万円以内 (うち運転資金 4, 800 万円以内)	
運転資金および設備資金(土地取得資金を除く): 特別利率A、特別利率C(注) (注)「技術・ノウハウ等に新規性がみられる方」に限ります。なお、「技術・ノウハウ等に新規性がみられる方」とは、下記の方などがあげられます ・特許権、商標権などの知的財産権を利用して事業を行う方 ・国などから技術開発にかかる補助金の交付決定を受けて事業を行う方 ・研究開発者2人以上かつ常勤の役員および従業員の10%以上を占める方(法人設立後2年未満の株式会社に限る) ・試験研究費等が、売上高の5%超を占める方(法人設立後、5年以上10年未満の株式会社に限る)	ご返済期間		
担保・保証人 お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます	利率(年)	運転資金および設備資金(土地取得資金を除く): 特別利率 A 、特別利率 C (注) (注)「技術・ノウハウ等に新規性がみられる方」に限ります。なお、「技術・ノウハウ等に新規性がみられる方」とは、下記の方などがあげられます・特許権、商標権などの知的財産権を利用して事業を行う方・国などから技術開発にかかる補助金の交付決定を受けて事業を行う方・研究開発者 2 人以上かつ常勤の役員および従業員の 10%以上を占める方(法人設立後 2 年未満の株式会社に限る)	
	担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます	

- ※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
- ※ 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方のうち一定の要件を満たす方は、挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン) もご利用いただけます。
- ※ 「東日本大震災の影響により離職し、創業する方」または「被災地において創業する方」は、1,000万円を限度として 利率を低減した「女性、若者/シニア起業家資金(東日本大震災関連)」をご相談いただけます。
- ※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

(参考2) 創業支援貸付利率特例制度

融資制度	主な内容
創業支援貸付利率 特例制度	創業前又は創業後1年以内の方について、各貸付制度等で定められた利率から 0.2%(女性、30歳未満、Uターン等により地方で創業する方(注)については0.3%) 引き下げ

(注) U ターン等により地方で創業する方とは、仙台市、東京 23 区、名古屋市、大阪市、福岡市(以下「都市」といいます。) に居住又は勤務している方で、都市以外で創業する方をいいます。ただし、東京 23 区に居住又は勤務している方につきましては、東京 23 区を除く都市で創業する場合も含まれます。